

奥多摩町地域包括支援センター業務継続計画 (Business Continuity Plan)

感染症編

1. 総則

この計画は、奥多摩町（以下「町」という。）において発生しうる災害リスクに対して、その予防を行うとともに、不測の事態が発生した場合に、初動の対応から通常への回復までの業務を円滑かつ適切に行い、地域の高齢者等に対する介護予防業務への影響を抑制するためのものである。

(1) 基本方針

感染症の感染者（疑いを含む）が発生した場合においても、サービス提供を継続するために奥多摩町地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の実施すべき事項を定め、平素から準備を行う。これにより危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める環境を整える。本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

② サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③ 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染の拡大防止に努める。

(2) 主管部門

本計画の主管部門は、別表 1 の保健福祉センター感染症対策委員会（以下「委員会」という。）とする。

(3) 全体像

感染者発生時の対応フローチャート（別紙 1）を参照し、事前準備として平常時からの対応と感染疑い者が発生してからの対応の流れを踏まえる。

2. 平常時からの対応

平常時から、計画の周知、見直し、研修及び訓練を行い、感染症の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める。

(1) 体制構築・整備

包括センターの職員は、それぞれの役割を認識し、スムーズに活動できるよう委員会の体制をあらかじめ確認したうえで、情報伝達の流れ及び連絡先リストを確認して、報告ルート、報告方法及び連絡先等を事前に整理しておく。

感染症対策委員会の統括責任者を包括センターの管理者である福祉保健課長とし、代行者を包括センターの業務を担当する地域支援係長（以下「センター管理者等」という。）とする。

（2）感染防止に向けた取組の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症をはじめとするウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、国や東京都の動向等）の収集及び事業所内での情報共有に努める。

必要な情報は、ミーティング等で伝達し、掲示するなどの方法で周知するとともにマニュアルを作成し、情報の平準化を図る。

- ② 基本的な感染症対策の徹底

- ・包括センターの利用者及び職員は、日々体温測定などの健康管理を実施し記録するとともに、感染が疑われる場合には速やかに連絡し、他者との接触を避けるための措置を講ずる。

- ・保健福祉センター（以下「保健センター」という。）内ではできるだけマスクを着用し、不用意に他者と近づくことは避ける。

- ・保健センター入口に消毒液を置き、来所時は全員が手指消毒を行うよう努める。

- ・室内の換気を定期的に行い、必要な場合には窓開け等の措置を講ずる。

- ・会議、ミーティング等対面でおこなうものは短時間で終了するよう努力する。

- ③ 職員・利用者の体調管理

体温や体調についてのチェックリストを作成し、日々の体調等を管理する。

- ④ 緊急連絡網を整備するとともに、個々の連絡に留まらず複数の職員に同時に連絡できる方法も活用する。

（3）備蓄品（防護具、消毒液等）の確保

感染が疑われる者への対応等により使用量が増加する可能性があること、発注後納品されるまで時間がかかるなどの可能性を踏まえ、備蓄量や発注方法について職員間で情報を共有する。その際、使用期限等があるものに関しては十分留意する。

（4）研修・訓練の実施

- ① 業務継続計画（以下「BCP」という。）の共有

策定したBCPを職員間で共有し、抜けや漏れがないかを確認する。

- ② BCPの内容に関する研修

研修は、以下のとおりとする。

入職時研修 新規採用時に BCP の概念や必要性、感染症に関する研修を実施する。

BCP 研修 年 1 回以上、全職員を対象に、感染症及び災害に係る BCP の具体的内容を共有し、平常時の対応の必要性や実緊急時の対応に係る 理解の励行を目的に実施する。

- ③ BCP の内容に沿った訓練（シミュレーション）

年 1 回以上、感染者の発生を想定し、BCP に基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法等の確認などを机上訓練及び実地訓練を実施する。

（5）BCP の検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させる。

- ① BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ② 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ③ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

3. 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動がとれるよう準備しておく。

息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常等の症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。

感染の疑いをより早期に把握できるよう、毎日の検温や体調確認等により、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意する。体調不良を自発的に訴えられない利用者もいるため、活動量の低下や食事量の低下等いつもと違う様子にも気を付ける。

包括センターの職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域の医療機関に電話連絡し、指示を受ける。

センター管理者等は、日頃から保健センター職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を訴えられる環境を整える。

(1) 第一報

① センター管理者等への報告

感染疑い者が発生した場合、担当職員は速やかにセンター管理者等に報告する。

② 地域の身近な医療機関へ連絡

主治医や地域の身近な医療機関へ電話連絡し指示を受ける。包括センターの利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。

③ 包括センター内の情報共有

センター管理者等は、感染疑い者の状況について、氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有するとともに、包括センターに必要な指示を行う。

④ 居宅サービス事業所等への報告

包括センターの職員は、上記の状況についてサービスを提供している事業者へ電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。

⑤ 家族への報告

上記までの状況について、感染疑い者だけでなく、その他の利用者の家族にも報告する。

(2) 感染疑い者への対応

① サービス提供の検討

サービスの必要性を検討したうえでサービス提供の継続の可否を検討する。

② 医療機関受診

第一報で連絡した医療機関の指示に従い、受診等を行う。

(3) 検査

- ① 医療機関において検査している間、陽性の場合に備え、感染拡大防止体制確立の準備を行う。

陰性の場合	利用を継続する。
陽性の場合	医療機関に対し、濃厚接触者の有無、他の感染疑い者等の有無等の詳細な情報提供を行うとともに、利用者の入院の要否、入院先の手配等に関して必要な措置を講じる。

- ② 検査結果については、たとえ陰性であっても、時期や検体採取場所によっては陰性と判定される場合があることを想定し、引き続き注意する。

4. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査等の対応中に、できるだけ迅速に感染拡大防止体制を確立する。

(1) 西多摩保健所との連携

① 濃厚接触者の特定への協力

感染者が発生した場合、西多摩保健所の指示に従い、濃厚接触者となる者の特定に協力するため、濃厚接触が疑われる者のリストの作成等を行う。

② 感染対策の指示を仰ぐ

消毒範囲、消毒内容、生活空間の区分け、運営を継続するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。

(2) 濃厚接触者への対応

① 利用者

西多摩保健所とも相談し、生活に必要なサービスを確保するとともに、必要性の再検討を行う。利用者の居宅において、職員の手洗い・うがい、換気を行う環境が整備されており、利用者及びその家族が環境整備について理解していることを確認したうえで担当職員を選定する。包括センターは、できる限り利用者に対応する職員の数を制限する。

② 職員

自宅待機を行い、西多摩保健所の指示に従う。

職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえて判断する。

(3) 職員の確保

① 包括センター内での勤務調整

勤務可能な職員を把握する。感染症の対応に協力してもらえるかなども含め、包括センター内で確保することを検討する。包括センター内で不足が見込まれる場合には早めに対応を考え、保健センターの職員に対し、感染者対応を含めた協力の要請について事前に調整しておく。

(4) 防護具、消毒液等の確保

① 在庫量・必要量の確認

個人防護具、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認し、利用者の状況から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しをたて、物品の確保を図る。

② 調達先・調達方法の確認

通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。
感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。

(5) 情報共有

① 保健センター内での情報共有

時系列にまとめ、感染者の情報、症状、その時点で判明している濃厚接触者の状況を報告し、共有する。西多摩保健所からの指示事項についても共有する。

② 利用者・家族との情報共有

職員や物資をどのように確保するか、濃厚接触者やその他の利用者へどのように対応するかについて、事前に利用者、家族と共有しておくため、文書等で周知しておく。

③ 関係事業所等との情報共有

必要に応じて、居宅介護支援事業所等と相談し、サービス提供事業者への情報共有に努める。

(6) 業務内容の調整

① 訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策に留意したうえでサービス提供を行う。

② 出勤可能な職員数を踏まえ、業務の絞り込みや業務手順を変更する。

③ 優先業務を明確にし、職員の出勤状況を踏まえ業務の継続を図る。

④ 応援職員への対応方法を検討しておく。

(7) 過重労働・メンタルヘルス対応

① 労務管理

職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する。

職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。勤務可能な職員のなかで一部の職員に業務が集中する等偏った勤務とならないよう配慮する。

② 長時間労働対応

連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組むなど長時間労働とならないよう配慮する。

③ 相談体制の確保

保健センター内に相談窓口を設置し、職員が相談可能な体制を整えるとともに外部の専門機関にも相談できる体制を整えておく。

日ごろから職員間のコミュニケーションを大切にし、声掛けを頻繁に行うなど心の不調者が出ないように努める。

(8) 情報発信

① 保健センター内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。

② 公表内容については、利用者・家族・職員のプライバシーに配慮したうえで行うことを踏まえ検討する。

③ 取材がある場合を想定し、直接対応する職員を予め決めておき、複数が対応する場合

でも発信する情報が異ならないよう留意する。

- ④ 利用者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気を付ける。発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 保健福祉センター感染症対策委員会

職 名	職 種
委員長（統括責任者）	福祉保健課長
副委員長	福祉保健課地域支援係長
委員	福祉保健課福祉係長
委員	福祉保健課健康係長
委員	地域包括支援センター主任
委員	地域包括支援センター主任
委員	地域包括支援センター認知症地域支援推進員
委員	地域包括支援センター看護師
委員	地域包括支援センター生活支援コーディネーター
委員	福祉保健課主任保健師
委員	その他統括責任者が必要と認める者

別紙1 感染者発生時の対応フローチャート

